

## 疑義照会(回答)票

照会日 平成23年 5月11日

照会部署名 新宿年金事務所厚生年金適用課

照会担当者 アシスタントインストラクター(厚生年金適用課長) 羽生 恵一

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

小川 昇

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011—056

本部受付番号 No. 2011-254

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

固定的賃金変動後に引き続く3か月の間に遡及の昇給があった場合の月額変更について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

・厚生年金保険・健康保険適用業務処理マニュアル

IV—I 被保険者報酬月額変更届

・厚生年金保険法第23条 ・健康保険法第43条

(内容)

固定的賃金変動後引き続く3ヶ月の間に、遡及の昇給があった場合の月額変更の扱いについてご教示ください。

【事例】

4月に5万円昇給し、その後、6月に4月に遡及する5万円の昇給が再度あつた場合

従前 15万円

4月分 20万円

5月分 20万円

6月分 35万円 (25万円+ (4・5月昇給分) 5万円×2ヶ月分)

7月分 25万円

8月分 25万円

【対応案】

①最初の昇給時に遡及する昇給のため、月額変更の際は、遡及分も含めて算出する。

4月起算の7月月額変更時に、遡及分も加えた上で7月月額変更をする。

7月随時改定により、25万円→標準報酬260千円

②昇給された賃金が実際に支給された月を起算に、7月改定と9月改定の2段階で改定する。

4月起算の7月月額変更時に、遡及分は除き修正平均で改定

7月随時改定により、216,666円→220千円

6月昇給による9月月額変更により、修正平均で改定

9月随時改定により、25万円→標準報酬260千円

随時改定の場合、実際の支給された月を起算とするのが基本的であるため、対応案②が妥当であると思われる。

(ブロック本部回答)

「昇給」による随時改定の取扱い基準については、「健康保険及び厚生年金保険法における標準報酬の随時改定の取扱いについて」（昭和44年6月13日保発第25号）2随時改定（1）アに、「昇給によって健康保険法第3条第4項（現在、第43条第1項）又は厚生年金保険法第23条第1項の規定により算定した額（以下「算定月額」という。）による等級と現在の等級との間に2等級以上の差を生じた場合に行うこと」とされており、また、「昇給」については（2）で、「昇給とは固定的賃金の増額をいい、ベースアップ及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの遡及適用によって差額支給を受ける場合を含むものとすること」とされています。

なお、「算定月額」の算定にあたっては、（3）に、原則としていずれも当該昇給月以後継続した3か月間に受けた報酬をその計算の基礎とすることとされています。

ただし、これに該当する場合であっても、（4）において随時改定の場合に行う保険者算定として、「昇給が遡及したため、それに伴う差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合とすること。なお、この場合において保険者が算定すべき報酬月額は、随時改定されるべき月以降において受けるべき報酬月額によること。」と示されています。

のことから、当ブロック本部としては、昇給差額の遡及支給がある場合に行なう随時改定の保険者算定については、固定的賃金変動月に昇給差額の遡及

支給が行われた場合に限らず、固定的賃金変動月以後継続した3か月のいずれかの月に昇給差額の遡及支給が行われた場合についても保険者算定の取扱いができると考えます。

したがって、本案件において保険者が算定すべき報酬月額は、隨時改定されるべき7月以降において受けるべき報酬月額の25万円となることから、年金事務所対応案①を考えますが、当ブロック本部の見解でよろしいか機構本部へ照会します。

回答日（又は本部への照会日） 平成23年5月23日

回答部署名 南関東ブロック本部適用・徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長） 軽部美治

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

今泉礼三

(本部回答)

今回の事例については昇給された賃金が実際に支給された4月及び6月が隨時改定の起算月となり、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随时改定の取扱いについて」(昭和36年1月26日保発第4号)により「随时改定の場合に行なう保険者算定は、昇給が遡及したため、それに伴う差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合」には「随时改定されるべき月以降において受けるべき報酬月額」で算定することになる。

4月昇給による随时改定については、6月に遡及昇給分の差額が支給されているものの、この差額については4月及び5月分のものであるため、差額支給によって報酬月額に変動が生じたとはいえず、原則どおり4月、5月、6月の実支給額を基に算定をし、随时改定を行うのが妥当である。

6月昇給については遡及昇給分による4月及び5月分の差額支給があるため保険者算定を行い、標準報酬月額に2等級以上の変動があれば、随时改定を行うことになる。

しかし、今回の事例については6月昇給については2等級以上の報酬月額の変動がないため事務所対応案①による取扱いとするのが妥当である。

回答日 平成23年 6月10日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上

(回答提供先)

○						
機構 LAN 掲載	相談 センター	社労士会	健保 協会	年金局	HP 掲載	